

## 山梨県障害者幸住条例施行後の主な国内法の整備状況

法律名	施行年月	概要
障害者基本法	昭和45年 12月	<p>1 障害者福祉施策の基本となる事項と国及び地方公共団体の責務を規定したもので、心身障害者対策基本法（平成45年制定）が平成5年に改正され現在の名称になった。改正により、障害者施策の計画的な推進及び自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することが目的に盛り込まれた。</p> <p>2 平成16年の改正では基本理念（第3条）に障害を理由とする差別の禁止を追加し、第9条で国が障害者基本計画を策定し、都道府県及び市町村もそれぞれ障害者計画を策定することを義務付けた（市町村は平成19年度から）。</p> <p>3 平成23年、国連の障害者権利条約批准に向けた国内法整備のため改正。</p>
発達障害者支援法	平成17年 4月	<p>1 自閉症・アスペルガー症候群などの広汎性発達障害や、学習障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害の早期発見・発達支援について定めた法律。発達障害者支援センターの設置についても規定する。</p>
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者自立支援法）	平成18年 4月	<p>1 障害者基本法の理念に基づき、障害種別ごとに縦割りにされていた障害者福祉制度を全面的に見直し、<u>自立支援の観点から一元的なサービス提供システムを規定した法律</u>。</p> <p>2 対象者は、身体・知的・精神の各障害者（18歳以上）及び障害児（18歳未満）。</p> <p>3 給付内容は、ホームヘルプサービス、ショートステイ、入所施設等の介護給付費及びリハビリテーション、就労移行支援等の訓練等給付費、心身障害の状態軽減を図るための自立支援医療など。 国が基本指針を、市町村・都道府県が障害福祉計画を定めることや、市町村・都道府県による地域生活支援事業の実施を規定している。</p> <p>4 本法の特徴は、次のとおり。 （1）サービス提供主体を市町村に一元化し、<u>各障害者福祉サービスを共通した制度で提供</u> （2）障害者の就労支援の強化 （3）空き教室、空き店舗の転用を含めた地域社会資源活用の規制緩和 （4）「<u>障害程度区分</u>」による、サービスの利用手続きや基準の明確化 （5）サービス利用における利用者1割負担、食費の実費負担 （6）国の財政責任の明確化</p>
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）	平成18年 6月	<p>1 高齢者・障害者・妊婦・傷病者などが移動したり公共施設などを利用したりする際の利便性・安全性を向上させるために、公共交通機関・施設および広場・通路などのバリアフリー化を一体的に推進することを定めた法律。ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した。</p> <p>2 2000m<sup>2</sup>以上の建物が対象となる。</p> <p>幸住条例では2000m<sup>2</sup>未満の建物についても規制対象としている。</p>

法律名	施行年月	概要
障害者基本法の一部を改正する法律	平成23年8月	<p>1 総則</p> <p>(1) 目的  <u>障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現を法の目的として新たに規定した(1条)。</u></p> <p>(2) 定義  <u>障害者が日常生活等において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会におけるさまざまな障壁と相對することによって生ずるとするいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、障害者の定義の見直しを行った(2条1号)。</u> その際、「障害」の範囲については、<u>発達障害や難病などに起因する障害が含まれることを明確化する観点から、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害」を「障害」とした。</u> なお、<u>難病などに起因する障害は「その他の心身の機能の障害」に含まれるものとして整理している。</u>  の「社会モデル」の考え方を踏まえ、<u>障害者が日常生活または社会生活において受ける制限をもたらす原因となる社会的な障壁について規定した(2条2号)。</u></p> <p>(3) 地域社会における共生等  <u>障害の有無にかかわらず共生する社会の実現を図るに当たって旨とするべき事項として、地域社会における共生(3条2号)、コミュニケーション手段の選択の機会の確保(3条3号)を新たに規定した。</u></p> <p>(4) 差別の禁止  従前のとおり、<u>障害を理由として差別すること、その他の権利利益を侵害する行為の禁止規定を置いた(4条1項)上で、「合理的配慮」をしないことが差別であるという権利条約の趣旨を踏まえ、障害者への差別とならないよう、障害者が個々の場合において社会的障壁の除去を必要とし、かつ、そのための負担が過重でない場合には、その障壁を除去するための措置が実施されなければならない旨を規定した(4条2項)。</u></p> <p>2 障害者の自立および社会参加の支援などのための基本的施策  今般の改正の趣旨を踏まえ、<u>医療、介護など(14条)や教育(16条)などの既存の規定を改めるとともに、療育(17条)、防災および防犯(26条)、消費者としての障害者の保護(27条)、選挙などにおける配慮(28条)、司法手続における配慮(29条)などの規定を新設した。</u></p> <p>3 障害者政策委員会など  <u>障害者基本計画の実施状況を監視し、必要に応じて関係各大臣等に対する勧告などを行う「障害者政策委員会」を新たに内閣府に置くこととした(32条1、2項)。</u> なお、この場合の監視とは、<u>障害者基本法に基づく各施策の進捗状況を把握し、また計画の内容に沿って適切な内容となっているか、所期の成果が上がっている</u></p>

法律名	施行年月	概要
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）	平成24年 10月	<p>かなどについて評価を行うことをいう。都道府県などに置かれている地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者施策の実施状況の監視を追加した（36条）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>同法の「障害者」の定義は、障害者基本法にある身体障害、知的障害、精神障害とし、虐待の種類については、<u>身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放置、経済的虐待</u>の5分類としている。</li> <li>虐待の起こる場所を家庭内に限定せず、福祉施設や職場にも想定し、虐待を行う者として、養護者の他、福祉施設の職員や職場の上司等も想定範囲に含めた対策の必要性を明記した。</li> <li>虐待問題は虐待者と被虐待者の関係だけにとどまるものでなく、社会全体で共有すべきという視点から、<u>虐待を発見した国民には市町村や都道府県に通報する義務を課している</u>。国と地方公共団体は、障害者虐待の防止、養護者への支援を進める義務を負う。</li> <li>通報を受けた市町村は、被害者の生命に関わる重大な危険があると判断した場合、家族の許可がなくても家庭内に立ち入って調査することができる。福祉施設での虐待については、都道府県が調査の上、指導し、その状況と対応を公表する。職場での虐待は、市町村または都道府県から労働局に報告し、調査・指導の上、実態を公表する。これに伴い、<u>市町村に「市町村虐待防止センター」が設置され、都道府県には「都道府県権利擁護センター」が置かれる。</u></li> </ol>
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	平成25年 4月	<ol style="list-style-type: none"> <li>障害者の福祉サービスを「一元化」 <u>サービス提供主体を市町村に一元化した。障害種別（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供する。</u></li> <li>障害者の就労支援 一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業などで働けるよう、福祉側から支援する。</li> <li>地域の限られた社会資源を活用できるように「規制緩和」 市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスを利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和する。</li> <li>公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」 <u>支援の必要度合いに応じてサービスを公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化する。</u></li> <li>利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」 障害者が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量等や所得に応じた公平な利用者負担を求める。</li> <li>国の「財政責任の明確化」</li> </ol>

法律名	施行年月	概要
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	平成28年4月	<p>福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める。</p> <p>1 法律の基本的位置づけと目的 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、<u>障害者基本法第4条の「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置づけられており、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって、差別の解消を推進し、それによりすべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。</u></p> <p>2 基本方針の策定 政府は、障害者の差別の解消の推進に関する基本方針として、差別解消に関する施策の基本的な方向、行政機関等及び事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項等を定めることとしている。 基本方針案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。また、内閣府において関係行政機関の連携の確保等のための体制整備を図りつつ、基本方針案を作成し、行政機関等及び事業者が適切に対応するために必要なガイドライン等の基本となる考え方を示すとともに、ガイドラインの運用状況の把握や基本方針の見直し等を行っている。</p> <p>3 差別解消のための措置 (1)「<u>差別的取扱い</u>」の禁止 行政機関等及び事業者が事務または事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、<u>障害者の権利利益を侵害してはならないもの</u>とされている。 (2)「<u>合理的配慮不提供</u>」の禁止 行政機関等及び事業者が事務または事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、<u>社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないもの</u>とされている。 (3) 具体的な対応 ア ガイドライン（対応要領・対応指針）の策定 (ア) 行政機関等の職員のための対応要領の策定 行政機関の長、地方公共団体の機関等は、基本方針に即して、行政機関等の職員が適切に対応するために必要な要領（対応要領）を定めることとされている（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人については</p>

法律名	施行年月	概要
		<p>努力義務)。          なお、対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない(地方公共団体の機関及び地方独立行政法人については努力義務)。</p> <p>(イ) 事業者のための対応指針の策定          各事業分野を管轄する主務大臣は、基本方針に即して、事業者が適切に対応するために必要な指針(対応指針)を定めることとされている。          なお、対応指針を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>イ 事業主による差別解消の推進のための措置          行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う措置については、「<u>障害者の雇用の促進等に関する法律</u>」(1960(昭和35)年法律第123号)によることとされている。</p> <p>ウ 環境の整備          行政機関等及び事業者は、必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。</p> <p>(4) 実効性の確保          各事業分野を管轄する主務大臣は、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、事業者に対して報告を求めたり、助言、指導、勧告を行うことができるとされました。これに従わなかったときや虚偽の報告を行ったときは、過料が課されます。</p> <p>4 差別解消のための支援措置          (1) 相談及び紛争の防止・解決のための体制の整備          国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、<u>紛争の防止または解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図ることとされている。</u></p> <p>(2) 啓発活動          国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、<u>障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとされている。</u></p> <p>(3) 情報の収集、整理及び提供          国は、障害を理由とする差別の解消に関する施策の推進に資するよう、国内外における障害を理由とする差別に関わる情報の収集、整理及び提供を行うものとされている。</p> <p>(4) 障害者差別解消支援地域協議会の設置</p>

法律名	施行年月	概要
		<p>国及び地方公共団体は、関係機関等により構成される「<u>障害者差別解消支援地域協議会</u>」を組織することができる。同地域協議会は、障害を理由とする差別に関する情報の交換、障害者からの相談及び事例を踏まえた協議並びに差別解消のための取り組みを行うとともに、同地域協議会を構成する機関等に対し、事案に関する情報の提供及び意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。</p>